

議案第54号

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 25 日 提出

大府市長 岡 村 秀 人

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大府市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第18条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた大府市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 改正前の大府市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された旧条例の規定に基づく葬祭補償は、新条例の規定による葬祭補償の内払とみなす。